令和７年度

宮城県公立学校教員採用候補者選考

仙台市立学校教員採用選考

第１次選考試験問題

筆　記　試　験　1

養護教諭

令和６年７月13日(土)

10：00 ～ 11：00

（ 60分 ）

《注　意　事　項》

1　試験開始の合図があるまで、この冊子を開かないでください。
2　問題用紙は、全部で14ページあり、解答番号は [1] から [28] まであります。
3　試験中に問題の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、黙って手をあげて監督者に知らせてください。
4　解答は、解答用紙の所定の欄にそれぞれマークしてください。
5　解答用紙への記入は、裏表紙にある「解答用紙記入上の注意事項」をよく読んで、正しくマークしてください。
6　試験開始の合図後、解答を始める前に、解答用紙に、受験番号、氏名及び受験教科名を忘れずに記入してください。
7　試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

令和７年度
宮城県公立学校教員採用候補者選考
仙台市立学校教員採用選考
第１次選考試験問題

正　誤　表

養護教諭　（注）下線部は訂正箇所を示しています。

○２ページ　第１問　問２

誤	（問題文） なお、１つの語句は１度しか使えないもののとする。

⇩

正	（問題文） なお、１つの語句は１度しか使えないものとする。

第１問　次の各問いに答えなさい。

問１　学校保健に関する法令について、空欄 [a] ～ [c] にあてはまる語句を、あとの１～８のうちから１つずつ選び、 [a] はマークシートの [1] に、 [b] は [2] に、 [c] は [3] の番号のところにそれぞれマークしなさい。なお、１つの語句は１度しか使えないものとする。

学校保健安全法

第七条

学校には、健康診断、 [a] 、保健指導、 [b] その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第八条

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、 [a] を行うものとする。

学校保健安全法施行規則

第八条（一部抜粋）

４　児童生徒等の健康診断票は、 [c] 保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から [c] とする。

１　健康相談　　２　保健管理　　３　救急処置　　４　環境衛生　　５　３年間

６　５年間　　７　10年間　　８　永年

問２　次の文は、「いじめ防止対策推進法」を一部抜粋したものである。空欄 [a] ～ [c] にあてはまる語句を、あとの１～０のうちから１つ選び、 [a] はマークシートの [4] に、 [b] は [5] に、 [c] は [6] の番号のところにそれぞれマークしなさい。なお、１つの語句は１度しか使えないもののとする。

第十六条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する [a] な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な [b] ものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の [c] 権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

１　臨時的　　２　生活を守る　　３　生命に対する　　４　施策を講ずる

５　定期的　　６　統計的　　７　専門家を配置する　　８　教育を受ける

９　罰則を設ける　　０　予算を確保する

第２問　次の各問いに答えなさい。

問１　次の文ａ～ｄは、令和４年度学校保健統計調査の結果（令和５年11月28日公表　文部科学省）及び宮城県における令和４年度学校保健統計調査確報（令和５年12月８日公表　宮城県企画部統計課）について述べたものである。その内容として正しいものの組合せを、あとの１～６のうちから１つ選び、マークシートの［ 7 ］の番号のところにマークしなさい。

ａ　宮城県における主な疾病・異常の被患率を全国と比較すると、「むし歯（う歯）」及び「アトピー性皮膚炎」が、全ての学校種別において全国値よりも低くなっている。

ｂ　全国における「肥満傾向児」の割合は男女ともに小学校高学年が最も高く、特に男子は８歳以降１割を超えている。宮城県においては、「肥満傾向児」の割合が全年齢区分の８割以上で全国値よりも高くなっている。

ｃ　全国における「むし歯（う歯）」の者の割合は、小学校・高等学校で４割以下、幼稚園・中学校では３割以下となっているが、宮城県における「むし歯（う歯）」の者の割合は、全ての学校種別において３割以下となっている。

ｄ　全国における「裸眼視力1.0未満」の者の割合は、学校段階が進むにつれて高くなっており、小学校で３割を超え、中学校では約６割、高等学校では約７割となっている。宮城県における「裸眼視力1.0未満」の者の割合は全国とほぼ同様の状況がみられるが、全国よりもやや高い割合になっている。

１　ａ・ｂ　　２　ａ・ｃ　　３　ａ・ｄ　　４　ｂ・ｃ　　５　ｂ・ｄ　　６　ｃ・ｄ

問２　次の文ａ～ｄは、「保健室経営計画作成の手引」（平成26年度改訂　日本学校保健会）に示されている保健室経営計画について述べたものである。その内容として正しいものの組合せを、あとの１～６のうちから１つ選び、マークシートの［ 8 ］の番号のところにマークしなさい。

ａ　学校教育の基盤となる児童生徒の健康や安全を確保するには、全職員が相互に連携することが重要であり、そのためには課題解決型の保健室経営計画を立て、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めていくことが必要である。

ｂ　保健室経営計画は、学校保健活動の年間を見通して、「保健教育」「保健管理」「組織活動」の３領域について立てる総合的な基本計画であり、全ての教職員が役割を分担して家庭や地域の関係者と連携して組織的に活動を推進することが必要である。

ｃ　保健室利用方法、救急体制・日本スポーツ振興センターの手続き方法、感染症発生時の対応・出席停止措置などの基本的事項については、保健室経営計画の中に必ず位置付け、年度当初に計画したものは途中で変更せず、修正が必要となった場合は次年度改めて計画する。

ｄ　保健室経営計画は単年度計画としていることから、計画の実施による児童生徒の変容等を把握できるものもあるが、できないものもあることを周知することが必要である。評価は、養護教諭による自己評価と教職員等による他者評価の両方で捉えることが重要である。

１　ａ・ｂ　　２　ａ・ｃ　　３　ａ・ｄ　　４　ｂ・ｃ　　５　ｂ・ｄ　　６　ｃ・ｄ

第３問　次の各問いに答えなさい。

問１　次の文(1)～(4)は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」（平成27年度改訂　日本学校保健会）に示されている視力検査の方法について述べたものである。空欄 a ～ d にあてはまる語句を、あとの１～９のうちから１つずつ選び、 a はマークシートの 9 に、 b は 10 に、 c は 11 に、 d は 12 の番号のところにそれぞれマークしなさい。なお、１つの語句は１度しか使えないものとする。

(1)　眼の高さと視力表（視標）の高さはほぼ等しく、視標は視線に対し垂直に提示する。並列（字づまり）視力表の場合は、 a の視標ができるだけ目の高さになるよう配慮する。

(2)　視標面の照度は b ルクスとする。

(3)　はじめに c の指標から開始するのを原則とする。指標の提示時間は３～５秒間とする。

(4)　1.0、0.7、0.3 それぞれの指標において上下左右４方向のうち d 方向を正答できれば「正しい判別」と判定する。

1　1.0　　2　0.7　　3　0.3　　4　500～1000　　5　200　　6　1200～1500

7　2　　8　3　　9　4

問２　次の文(1)、(2)は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」(平成27年度改訂　日本学校保健会)に示されている聴力検査の方法について述べたものである。空欄 [a] ～ [e] にあてはまる語句を、あとの１～０のうちから１つずつ選び、 [a] はマークシートの [13] に、[b] は [14] に、 [c] は [15] に、 [d] は [16] に、 [e] は [17] の番号のところにそれぞれマークしなさい。なお、１つの語句は１度しか使えないものとする。

(1)　選別聴力検査は聞こえのよい耳から始めるが、どちらがよく聞こえるか分からないときは [a] から始める。

(2)　最初に [b] Hz [c] dB の音を聞かせ、聞こえるかどうか応答させ、明確な応答が得られたら [d] Hz [e] dBの音を聞かせ応答を確かめる。

１　右耳　　２　左耳　　３　500　　４　1000　　５　2000　　６　4000

７　20　　８　25　　９　30　　０　35

問３　次の文ａ～ｄは、「児童生徒等の健康診断マニュアル」（平成27年度改訂　日本学校保健会）及び「学校における結核対策マニュアル」（平成24年３月　文部科学省）に示されている学校における結核対策について述べたものである。その内容として正しいものの組合せを、あとの１～６のうちから１つ選び、マークシートの 18 の番号のところにマークしなさい。

ａ　２か月以上長引く咳や痰の症状があって、その原因として結核が否定できない場合には、精密検査の実施を待つことなく、なるべく速やかに医療機関を受診する必要がある。ただし、何らかの事情があってどうしても医療機関を受診できない場合には、精密検査の対象とせざるを得ない場合もありうる。

ｂ　６か月以上の高まん延国での居住歴のある児童生徒等は入学時または転入時の１回、精密検査の対象とする。

ｃ　ＢＣＧ未接種の者は精密検査の対象としないが、問診票等の記録を保存する。

ｄ　結核の有無の検査において発病のおそれがあると診断された者については、おおむね１年後に再度結核の有無の検査を行うことが規定されている。

１　ａ・ｂ　　２　ａ・ｃ　　３　ａ・ｄ　　４　ｂ・ｃ　　５　ｂ・ｄ　　６　ｃ・ｄ

第４問　次の各問いに答えなさい。

問１　次の文(1)～(3)は、「学校において予防すべき感染症の解説」（令和５年度改訂　日本学校保健会）に示されている感染症について述べたものである。空欄 a ～ d にあてはまる語句を、あとの１～９のうちから１つずつ選び、 a はマークシートの 19 に、 b は 20 に、 c は 21 に、 d は 22 の番号のところにそれぞれマークしなさい。なお、１つの語句は１度しか使えないものとする。

(1)　腸管出血性大腸菌による感染症は、腸管内で増殖した菌が産生する a によって発病する。生肉等の飲食物から感染するほか、便中に排出される病原体が、便器やトイレのドアノブ等を触った手を通して b 感染する。 b 感染は経口感染の１つである。

(2)　 c による感染症は、鶏肉、鶏卵等の食品を介した経口感染が多い。潜伏期間は、主に12～36時間である。予防法は、調理者の手洗い、調理器具の洗浄、食品の加熱（中心部が75℃、１分以上等）である。

(3)　ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、嘔吐と下痢が突然始まることが特徴の疾患である。ノロウイルス感染症患者の吐物や便には多量の病原体が含まれており、床や衣類に付着した後、適切に処理しなかった場合には、ウイルスを含む粒子が埃となって乾燥し、それが感染源となる d 感染もある。

１　鞭毛　　２　ベロ毒素　　３　媒介　　４　血液　　５　糞口　　６　塵埃
７　サルモネラ菌　　８　腸炎ビブリオ菌　　９　黄色ブドウ球菌

問２　次の文ａ～ｄは、「学校において予防すべき感染症の解説」（令和５年度改訂　日本学校保健会）に示されている学校における感染症への対応について述べたものである。その内容として正しいものの組合せを、あとの１～６のうちから１つ選び、マークシートの 23 の番号のところにマークしなさい。

ａ　学校は、日常の丁寧な健康観察や保健室利用状況等から感染症の発生や流行の兆し等の早期発見に努め、疑わしい感染症の症状があるときは、速やかに学校医又は医師の受診を勧める等、指導・助言を行い、適切な措置を講ずる。児童生徒がかかりやすい感染症や新興感染症等について、保健だより等を活用し、児童生徒及び保護者への啓発を行う。

ｂ　どのような場合に臨時休業を行うべきか、感染症の種類や発生地域、学校での発生や感染の状況が様々で、一律に決めることが困難であることから、学校医は、学校の管理者（校長等）へ、感染様式と疾患の特性、地域性等を十分に考慮し、地域の保健所や医師会の情報も参考にして臨時休業を命令することができる。

ｃ　第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものである。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、必ず出席停止を行うべきというものではない。

ｄ　学校の教職員は、感染症に罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が感染症を発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高くなる。そのため、児童生徒等の出席停止の期間の基準が適用される。

１　ａ・ｂ　　２　ａ・ｃ　　３　ａ・ｄ　　４　ｂ・ｃ　　５　ｂ・ｄ　　６　ｃ・ｄ

第５問　次の各問いに答えなさい。

問１　次の文ａ～ｄは、『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』（令和元年度改訂　日本学校保健会）に示されている学齢期における歯・口腔の機能について述べたものである。その内容として正しいものの組合せを、あとの１～６のうちから１つ選び、 24 の番号のところにマークしなさい。

ａ　開咬とは、上顎の左右中切歯間に隙間（６mm 以上）があるものをいう。歯の数の異常（過剰歯や側切歯の先天欠如など）と関連していることがある。また、審美的な問題が生じやすく、発音にも影響しやすい。

ｂ　ＧＯとは、歯垢の付着と歯肉に軽度の炎症とともに歯石沈着を認めるが、生活習慣の改善と注意深いブラッシング等によって炎症が改善されるような歯肉の状態をいう。

ｃ　口は、摂食・嚥下を営む器官であると同時に構音器官でもあり、また、表情表出というコミュニケーションにおいて大切な役割も担っている。乳歯から永久歯への交換期は一過性の構音障害がみられることも多く、永久歯列完成後も歯列や咬合が不正のままだと構音障害が持続してしまうこともある。

ｄ　口は鼻に代わって呼吸する役割も果たすが、継続的な口呼吸はむし歯や歯周病を誘発しやすいばかりでなく、口腔周囲筋の低緊張や歯列・咬合の不正を招きやすい。鼻疾患による鼻呼吸不全で口呼吸がみられる場合は、専門医への受診を勧める。

１　ａ・ｂ　　２　ａ・ｃ　　３　ａ・ｄ　　４　ｂ・ｃ　　５　ｂ・ｄ　　６　ｃ・ｄ

問２　次の文は、「薬物乱用防止教室マニュアル」（令和５年度改訂　日本学校保健会）に示されている薬物乱用防止教室開催の留意点について述べたものである。その内容として誤りを含むものを、次の１～４のうちから１つ選び、マークシートの 25 の番号のところにマークしなさい。

１　薬物乱用防止教室は、小学校、中学校及び高等学校のすべての児童生徒を対象とする薬物乱用防止教育の一環として開催されるもので、その学校やその地域に現在薬物乱用に関わる問題があるかどうかで開催するか否かを決めるべきものではない。

２　学校における薬物乱用防止教室の担当者は、薬物乱用防止教室で取り扱う内容を決め、目的とする講演内容を伝えた上で講演が可能かを確認し、講師を決定する。薬物乱用防止教室の内容は専門家である講師に全て任せることが効果的である。

３　薬物乱用防止教室は、児童生徒に薬物乱用を始めさせないことを主たるねらいとし、すでに薬物の乱用経験のある児童生徒に対しては別途指導を行うことを原則とする。

４　家庭や地域へ働きかけ、薬物乱用防止教室を実施する意義の理解を得ることが大切である。また、家庭や地域の協力が薬物乱用防止教育の推進に欠かせないことを伝え、薬物乱用に関する情報の提供を求める。

第６問　次の各問いに答えなさい。

問１　次の文は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年３月　文部科学省）に示されている養護教諭の役割について述べたものである。その内容として誤りを含むものを、次の１～４のうちから１つ選び、マークシートの 26 の番号のところにマークしなさい。

１　養護教諭は、児童等の心身の健康課題を把握し、医療機関への受診の必要性等について、学校医に相談を行う。

２　養護教諭は、職務の特質から児童等の心身の健康課題を発見しやすい立場にあり、校内での学年等の枠や校種間を超えて、情報を収集することもできるが、情報の共有に当たっては、個人情報保護の観点から、担任のみの共有に留める必要がある。

３　養護教諭は、各学校の特別支援教育の校内体制の中で、児童等の心身の健康課題を把握し、児童等への指導及び保護者への助言を行う。

４　健康診断の実施に困難がある児童生徒については、事前に保護者と相談を行いつつ、方針を決めた上で、健康診断を実施する。

問２　次の文は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引―令和３年度改訂―」（令和４年３月　日本学校保健会）の中に記載されている高校１年生男子の事例である。この事例の対応について述べたあとの１～４のうち、適切でないものを１つ選び、マークシートの 27 の番号のところにマークしなさい。

発達の特性によって、教室にいづらくなってしまった生徒：高校１年生　男子（一部抜粋）

(1)　健康相談対象者の把握方法：日常の健康観察

(2)　事例の概要

授業中に少し興奮気味に保健室に来室した。体調不良で時々早退や欠席をしていた生徒であったため、そのことも含め、落ち着かせながら話を聴いたところ、友達からからかわれ、トラブルになって教室を飛び出してきたことが分かった。さらに、勉強についていけないことや、クラスの中で居心地が悪いことから、学校に来たくないという訴えがあった。

(3)　課題の背景の把握

読書好きで知識も豊富であるため、周りの生徒から認められている反面、空気が読めない言動があり、浮いてしまうことや、からかいの対象となることもあった。また、身の回りの整理整頓が苦手で、提出物忘れや紛失が多く、教科担当から指導を受けることもあった。部活動では、卓球部に所属し、当初は楽しそうに活動していたが、周りの動きについていけなくなりやめてしまった。登校を渋るようになると、母親は欠席が続くことを心配し、毎朝車で送ってきて本人が教室に入るよう促していた。母親によれば、小学校低学年の頃にＳＣからＡＤＨＤの疑いがあると言われるも、治療等に結び付くことなく、また、大きなトラブルもなく（衝動性からの小さなトラブルは何回かあったが、個性と捉えられていた）現在に至っているということが分かった。

(4)　支援方針・経過

・学級担任から、母親に、ＳＣによる面談を勧めたところ、母親も本人も希望し、カウンセリングがスタートした。ＳＣによると、発達に課題があるかもしれない、とのことであった。

１　相談室をクールダウンの部屋とし、気持ちがコントロールできない場合は、教室を離れて良いことを本人に伝え、教職員全体でそれを共有した。

２　職員研修会を開いてＳＣによる発達障害全般に関する講義を行うとともに、教育相談部から本人の特性を説明しプリント配付時や指示を出すときには具体的に示す必要があることなどを伝え、理解を求めた。

３　ＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）を進めることにより、周りの友達に合わせて行動できるようになることを目標とし、友達にからかわれても自分の感情を抑制し、我慢できるようひたすら訓練を実施した。

４　学級担任は、本生徒と周囲の生徒との関係性を見守りながら、丁寧に話を聞くことで本人の困り感の言語化を支援した。

第７問　次の文ａ～ｄは、「救急法講習15版」（令和４年４月　日本赤十字社）及び「救急ハンドブック」（平成30年改訂　スポーツ安全協会）に示されている、応急処置について述べたものである。その内容として正しいものの組合せを、あとの１～６のうちから１つ選び、マークシートの 28 の番号のところにマークしなさい。

ａ　スポーツ中に、急に足首に衝撃を感じ、運動不能となり、つま先で立てずアキレス腱の部分にへこみを認めた場合、アキレス腱断裂を疑い、底屈位で固定をし、医療機関に搬送する。

ｂ　ハチに刺された場合、針が残っているものは根本から毛抜きで抜くか払って落とし、冷湿布をして医師の診察を受けさせる。

ｃ　指が切断された場合は、直ちに止血し急いで医療機関に搬送する。その際、切断された指はそのままの状態で氷水を入れたビニール袋に直接入れて医療機関に持参する。

ｄ　転倒して前腕に変形が見られる場合、できるだけ正常位に戻した状態にして肘関節から指先までの長さの副子で固定し医療機関を受診する。

１　ａ・ｂ　　２　ａ・ｃ　　３　ａ・ｄ　　４　ｂ・ｃ　　５　ｂ・ｄ　　６　ｃ・ｄ

令和7年度
宮城県公立学校教員採用候補者選考
仙台市立学校教員採用選考
第1次選考試験　正答・配点

校　種	養護教諭	教科・科目	―

問題番号			解答番号	正答	配点
第1問	問1	a	1	1	3
		b	2	3	3
		c	3	6	3
	問2	a	4	5	4
		b	5	4	4
		c	6	8	4
第2問	問1		7	5	4
	問2		8	3	4
第3問	問1	a	9	1	3
		b	10	4	3
		c	11	3	3
		d	12	8	3
	問2	a	13	1	3
		b	14	4	3
		c	15	9	3
		d	16	6	3
		e	17	8	3
	問3		18	4	4
第4問	問1	a	19	2	4
		b	20	5	4
		c	21	7	4
		d	22	6	4
	問2		23	2	4
第5問	問1		24	6	4
	問2		25	2	4
第6問	問1		26	2	4
	問2		27	3	4
第7問			28	1	4
				総点	100